

平成31年4月5日

1年生の保護者の皆様へ

豊橋市立下条小学校長
加藤 美紀

豊橋市に暴風警報、特別警報等が発令された場合の登下校・授業について

1 「暴風・暴風雪警報」が発令された場合

- (1) 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行います。
- (2) 午前6時00分を過ぎても解除されない(6時00分を過ぎて解除された)場合は、当日は授業を行いません。

2 「特別警報」が発令された場合

- (1) 授業は行いません。(登校しない。)
- (2) 解除後も、災害の状況及び気象・通学路の状況等を考慮し、安全に登校させようと判断できるまでは登校しません。

3 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」が発令された場合

- (1) 原則として、平常どおり授業を行います。
- (2) 状況によって登校が危険と思われるときは、登校以前に授業の有無を決定し、配信メールによりそれぞれの家庭に連絡します。

4 登校後に、警報が発令された場合

- (1) 「暴風・暴風雪警報」, 「特別警報」のとき
 - ・発令時にはその時点で即刻授業を中止します。災害の状況及び気象・通学路の状況等を考慮し、すみやかに下校させます。 ※
- (2) 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」が発令された場合
 - ・平常どおりの授業を行います。しかし、気象状況等によって危険と思われる時、授業を中止してすみやかに下校させます。

※ 登校後に、警報が発令された場合⇒(1), (2)とも配信メールにより、それぞれの家庭に連絡します。児童の下校は、「緊急時児童引き渡しカード」に登録されている方法で行います。しかし、状況がより危険な場合は、児童を学校で待機させます。その場合は、保護者による引き取りになりますので、よろしくお願いします。
なお、放課後子ども教室も中止となります。

※緊急のメールが届いた時には、近隣の方で情報を共有していただきますようお願いします。

※「緊急時児童引き渡しカード」の記載事項を確認してください。

目につくところに貼っておいてください

平成31年4月8日

2年生～6年生の保護者の皆様へ

豊橋市立下条小学校長
加藤 美紀

豊橋市に暴風警報、特別警報等が発令された場合の登下校・授業について

1 「暴風・暴風雪警報」が発令された場合

- (1) 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行います。
- (2) 午前6時00分を過ぎても解除されない(6時00分を過ぎて解除された)場合は、当日は授業を行いません。

2 「特別警報」が発令された場合

- (2) 授業は行いません。(登校しない。)
- (2) 解除後も、災害の状況及び気象・通学路の状況等を考慮し、安全に登校させようと判断できるまでは登校しません。

3 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」が発令された場合

- (1) 原則として、平常どおり授業を行います。
- (2) 状況によって登校が危険と思われるときは、登校以前に授業の有無を決定し、配信メールによりそれぞれの家庭に連絡します。

4 登校後に、警報が発令された場合

- (3) 「暴風・暴風雪警報」, 「特別警報」のとき
 - ・発令時にはその時点で即刻授業を中止します。災害の状況及び気象・通学路の状況等を考慮し、すみやかに下校させます。 ※
- (4) 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」が発令された場合
 - ・平常どおりの授業を行います。しかし、気象状況等によって危険と思われる時、授業を中止してすみやかに下校させます。

※ 登校後に、警報が発令された場合⇒(1), (2)とも配信メールにより、それぞれの家庭に連絡します。児童の下校は、「緊急時児童引き渡しカード」に登録されている方法で行います。しかし、状況がより危険な場合は、児童を学校で待機させます。その場合は、保護者による引き取りになりますので、よろしくお願いします。
なお、放課後子ども教室も中止となります。

※緊急のメールが届いた時には、近隣の方で情報を共有していただきますようお願いします。
※「緊急時児童引き渡しカード」の記載事項を確認してください。

目につくところに貼っておいてください